(趣旨)

第1条 この要領は、江南市が発注する建設工事に関する江南市契約規則(昭和54年規則第3 号)第12条第1項の規定により最低制限価格制度を対象とする場合の取扱いについて必要な 事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格制度の対象とすることができる建設工事は、競争入札(総合評価落札方式による入札を除く)に付すもののうち、予定価格が130万円を超えるものとする。

(最低制限価格)

- 第3条 最低制限価格は、次項に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、 次項に掲げる額が、予定価格に110分の100を乗じて得た額(以下「税抜予定価格」とい う。)に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては税抜予定価格に10分の9.2 を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とし、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては税抜予定価格 に10分の7.5を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数 を切り上げた額)とする。
- 2 前項の最低制限価格の算定に当たり必要な額は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、別表に掲げる工事等の種類については、予定価格算出の基礎となった別表の①から⑤までに掲げる額の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
 - (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特別なものについては、10分の9.2から10分の 7.5までの範囲内において最低制限価格を定めることができるものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格制度を実施するときは、入札公告に最低制限価格を設定していることを記載し、事前に入札参加者へ周知するものとする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の 価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

工事等の種類	1)	2	3	4	(5)
機械設備工事、電気通信	機器単体費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
工事、下水道用機械・電	の額に 10	の額に 10	の額に 10	の額に 10	等の額に
気設備工事の積算基準に	分の 9.07	分の 9.7 を	分の9を乗	分の9を乗	10 分の 6.8
基づき積算する工事等	を乗じて得	乗じて得た	じて得た額	じて得た額	を乗じて得
(ただし、公共建築工事費	た額	額			た額
積算基準に基づき積算す					
る工事等を除く。)					
公共建築工事費積算基準	直接工事費	共通仮設費	直接工事費	一般管理費	_
に基づき積算する工事等	の額に 10	の額に 10	の額に 10	等の額に	
のうち、昇降機設備工事	分の8を乗	分の9を乗	分の2を乗	10分の6.8	
その他の製造部門を持つ	じて得た額	じて得た額	じて得た額	を乗じて得	
専門工事業者を対象とし	に 10 分の		と現場管理	た額	
た工事等	9.7 を乗じ		費の額の合		
	て得た額		計額に 10		
			分の9を乗		
			じて得た額		